

# 三豊市農業委員会 7月定例総会議事録

令和2年7月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会7月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

## 1. 出席者、欠席者の状況

出席者 26名（農業委員22名、農地利用最適化推進委員4名）  
欠席者 2名

### 【農業委員】 (出席○・欠席－)

1番	堀江 博	○	2番	細川 耕助	○	3番	岡根 譲	○
4番	松岡 幸信	○	5番	黒木 昭則	○	6番	石井 徳和	○
7番	貞廣 駿	○	8番	石井 宏昭	－	9番	橋川 義信	○
10番	白川 智樹	○	11番	大西 弘	○	12番	片山 雅夫	○
13番	新延 健	○	14番	田所 上奉	○	15番	三好 康芳	○
16番	田井 三代子	○	17番	金子 芳巳	○	18番	石原 剛	○
19番	西山 正一	○	20番	大崎 正義	○	21番	森 尚行	○
22番	宮崎 和代	○	23番	正田 茂義	－	24番	吉田 由紀	○

### 【農地利用最適化推進委員】

10番	大森 政信	○	15番	藤森 康廣	○	26番	片桐 淳一	○
34番	小野 賢一	－	47番	藤田 行男	－	54番	安藤 健二	○
62番	岡崎 清和	－						

## 2. 署名委員

7番 貞廣 駿  
17番 金子 芳巳

## 3. 傍聴人

な し

## 4. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚  
事務局次長 磯崎 早記  
主 任 菅原 雅慶  
主 任 大井 要平

## 5. 書 記

主 任 赤松 琴美

## 6. 議 題

- 議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
- 議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
- 議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
- 議案第 7号 農地改良に係る届出の件について (報告)
- 議案第 8号 非農地証明願いの件について
- 議案第 9号 非農地通知の件について
- 議案第10号 農用地利用集積計画の件について  
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 ご案内の時刻が参りました。  
それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会7月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶をいたします。

会長 みなさん、こんにちは。例年ですと梅雨が明け青空が広がる頃ですが、今年はいつまでも梅雨空が続いています。新型コロナウイルス感染症の第2波がきております。聞くところによると、三豊市でも複数の感染者が確認されており、これ以上拡大しないように我々ひとりひとりが気を付けて生活していかなければならないと思います。

7月17日には、農地利用最適化推進活動研修会を実施し、大変有意義なものとなりました。3町より事例発表をいただきまして、荒廃農地の解消や現在取り組んでいただいている意向調査など、大変勉強になりました。

本日も相当数の案件がありますので、できるだけ簡潔に、スピーディーに議事進行を行ってまいります。皆様のご協力を賜りまして、スムーズに審議ができますようお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。  
ただいまの出席農業委員は22名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、8番 石井 宏昭 委員、23番 正田 茂義 委員よりあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。

なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

7月17日付けで香川県より「新型コロナウイルス感染警戒期」と位置づけられておりますため、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、会議中は座席の配置を変更し、換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。ご出席いただいております農地利用最適化推進委員さんには、議案に対して質疑・意見等を述べることは可能ですが、採決には参加することができません。以上のことをご理解の上、議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会7月定例総会を開会いたします。  
最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは7番 貞廣 駿 委員、17番 金子 芳巳 委員の両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。

1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号12号を朗読 〕

以上12件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号12号の12件の報告事項は、異議なしと認めます。

次に進ませていただきます。8ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号を朗読 〕

以上1件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 無いようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号の1件の報告事項は、異議なしと認めます。

次に進ませていただきます。9ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号12号を朗読 〕

以上12件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

5 番 番号1号について説明します。譲渡人は遠方に住んでおり、耕作できないため受け手を探していました。譲受人と話がまとまり売買となりました。特に影響はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

2 番 番号2号について説明します。譲渡人は高齢になり、徐々に規模縮小しています。申請地は譲受人の住居の近くで耕作に便利ということで話がまとまりました。今後は野菜をつくるということです。譲受人は経営農地を適正に耕作しており、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

7 番 番号3号について説明します。譲受人と譲渡人は親戚です。申請地は譲受人の亡くなった祖父が譲渡人の父に代わって長い間管理してきました。譲渡人から農地を処分したいという話があり、譲受人は経営規模を拡大することもあります。亡き祖父との思い出がつまったこの申請地を、近くに住む祖母とともに耕作して受け継いでいきたいという気持ちで譲り受けることにしたそうです。現地を確認したところ、今は何も作付けしていませんが、農地として利用可能です。譲受人は米、野菜、ハーブを作っております。周辺農地への影響はないと考えます。ご審議よろしくお願ひします。

10 番 番号4号から番号7号について説明します。まず、関連している番号4号と番号5号についてです。番号4号の譲渡人と譲受人関係は親子、番号5号はきょうだいです。譲渡人が仕事の都合で遠方に異動する可能性があることと、番号5号の譲受人が面倒をみるということで、農地を譲受人に譲渡することにしたそうです。現在は豆やイモ類を作付けしており、農地は適正に管理されています。問題ないと思われます。

番号6号についてです。譲渡人は遠方に住んでおり、申請地は譲受人が管理していました。今後も譲渡人が耕作する予定はないとのことで、売買となりました。現地を確認したところ、ミカンが植えられていました。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われます。

番号7号についてです。こちらも申請地は譲受人が以前から管理しており、遠方に住む譲渡人が耕作する予定もないことから、売買となりました。現在は水稻が植えられています。今後も水稻を作るそうです。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

3 番 番号8号について説明します。申請地は三方を道路と宅地に囲まれており、東側が譲受人の農地と隣接しています。農地として適正に管理されており、周辺農地への影響もないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

14 番 番号9号から番号11号について説明します。まず番号9号についてです。申請地は、現在譲受人が借り受けてタマネギを作付けしています。譲受人から譲渡人に売ってくれないかと話をしたところ、兼業農家である譲渡人が承諾し売買となりました。問題ないと思われます。

番号10号についてです。譲渡人は高齢で耕作できなくなり、申請地は作付けしていません。譲受人の農地と隣接しており、草の管理をしていました。譲受人から売買の話をしたところ、まとまったそうです。

番号11号についてです。こちらも譲渡人は高齢で耕作できなくなり、申請地は譲受人の農地と隣接しております。譲受人から買い受けたいと相談してまとまりました。どの申請地も周辺農地に影響はなく、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

議長 番号12号については私の担当区域ですので、私より説明いたします。譲渡人と譲受人は近所に住む知人です。譲渡人は高齢になり耕作できなくなったのと後継者もないことから、シルバー人材センターに頼んで農地の保全管理のみしていました。農業法人の代表者で、大規模に経営をしている譲受人と話がまとまりました。今後は適正に管理してくれますので、周辺に影響はないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

7 番 議案に「貸付」とあるのは、自己の所有農地を他の方に貸し付けているということでしょうか。

事務局 はい。

7 番 何年か前は、農地法第3条第1項の許可を得る際には、所有農地全てを耕作しないと新たに取得できなかったと記憶しています。例えば番号3号の譲受人には貸付農地がありますので、そこを解約してからでないといけないのでしょうか。

事務局 所有農地が適正に耕作されており、効率的に経営できるのであれば、貸し付けている農地を解約する必要はありません。

議長 よろしいですか。他に質問はございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号12号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号12号の12件につきましては許可することと決定します。

次に進ませていただきます。10ページを開いてください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[ 議案第4号 番号1号から番号3号を朗読 ]

以上3件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。農地区分につきましては、全て2種農地です。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員から説明をお願いします。

4 番 番号1号について説明します。県道の交差点に近い申請地には既に倉庫などが建っています。そこを取り壊して、新たに親族の住宅を建てるそうです。既に建物があつたところですので、周辺農地に影響はなく問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。

7 番 番号2号の説明をいたします。議案第3号番号3号で申請人が譲り受ける農地です。この田に営農型発電施設を設置し、パネルの下でカボチャを作付けする予定です。周辺農地や水利関係の同意は得ており、周辺に影響はないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。

11 番 番号3号について説明します。位置図公図をご覧ください。国道から300メートルほどはいったところにあります。周辺農地の同意は得ており、影響はなく問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めま。よつて、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号の3件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。  
次に進ませさせていただきます。16ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めま。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[ 議案第5号 番号1号から番号14号を朗読 ]

農地区分につきましては、番号7号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地、その他は全て2種農地です。第1種農地につきましては原則不許可ですが、その周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当してあります。

以上14件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われま。ので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

2 番 番号2号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請地はどこも狭く荒廃しておりまして、譲渡人は十分管理できていませんでした。譲受人が事業用地として買い受けて利用したいと申し出て売買となりました。譲受人は食品残さなどを使って肥料にしているということです。周辺農地の同意は得ており、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

6 番 番号2号と番号5号について説明いたします。番号2号についてです。位置図公図をご覧ください。申請地は高瀬自動車学校から二ノ宮方面に向かう道路沿いにあります。自宅に隣接する農地の所有者と以前より相談をしていた話がまとまり、売買となりました。周辺農地に影響はなく問題ないと思われま。  
続いて、番号5号について説明をいたします。高瀬中学校のテニスコートの隣の農地です。申請地は道路よりかなり低くなっておりまして、交通量も多く農作業の車の出入りが難しいため、以前より譲渡してはどうかと話をしていました。譲受人は市外の土木建築業者で、本件も分譲住宅地として造成し販売する予定です。周辺農地への影響はなく、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

7 番 番号6号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請地は上高瀬小学校から南へ300メートルほどのところにあります。貸人は借人である土木建設業の会社の代表者で、事業用の資材置き場として利用するため、貸人の所有する農地を会社に貸し付けたいとのこと。関係先の同意は得ておりますので、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

10 番 番号7号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請地は山本支所から観音寺方面に1キロメートルほど離れたところにあります。貸人と借人は家族で、借人が近く結婚し同居する予定でしたが、子どもが生まれるなど将来的に手狭になると予想できるため、近くで新居を建てることにしました。所有する農地で検討したところ、申請地が最適ということです。水利関係の同意は得ており、周辺農地への影響はないと思われま。よろしくご審議ください。

11 番 番号8号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請地は国道377号線から麻方面に400メートルほど入ったところにあります。貸人9名から農地を借り受け、土を取って整地し、周辺へ影響がないように工事をするそうです。一時転用の期限を延長するとのこと。問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

13 番 番号9号についてです。位置図公図をご覧ください。貸人は借人である会社の代表者で、30年ほど前から資材置き場として貸し付けていました。無断転用の解消ということです。周辺に影響はなく、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。

15 番 番号10号から番号12号まで説明いたします。番号10号と番号11号は関連しておりますので併せて説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請地は荒廃しており、近隣農家から何とか適正に管理して欲しいと言われて、工事をするものです。借人が整地し、周辺へ影響がないように工事をするそうです。併せて、番号11号は譲受人に農地を売却したいという話がありまとまりました。資材置き場として利用する予定です。

番号12号について説明します。譲渡人が耕作をやめたいと思い、不動産仲介業者に依頼して探したところ、譲受人と売買の話がまとまりました。水利の同意は得ており、影響ないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

19番 番号14号について説明します。位置図公図をご覧ください。申請地は以前より資材置き場として借りていました。譲渡人が高齢となり、農業後継者もないため、売買となりました。隣接農地の同意は得ており周辺に影響はなく、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号14号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号14号の14件につきましては適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませさせていただきます。23ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の説明をさせていただきます。

[ 議案第6号 番号1号から番号5号を朗読 ]

以上5件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。なお、農地区分につきましては、番号4号はJRの駅から300メートル以内のため第3種農地、その他は全て第2種農地です。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願ひいたします。

2番 番号1号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。当初の予定どおり鋼土の採取はほとんど終わっておりますが、整地後に用地の一部を太陽光発電施設として利用したいとの変更申請であります。周辺への影響はありません。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

9番 番号5号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。用地は傾斜地で赤く塗られている申請地より黄色の併せ利用地が低くなっています。当初の予定では駐車場と洗車場として利用する予定でしたが、洗車後の水が池の方に流

れ込んではいけないということで、駐車場と資材置場に変更したいそうです。周辺への影響はありません。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 無いようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号5号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号5号の5件につきましては、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませさせていただきます。27ページをお開きください。議案第7号「農地改良に係る届出の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「農地改良に係る届出の件について」の説明をさせていただきます。農地改良とは、切土や盛土をするなど形質の変更をし、優良な農地に改良することです。規模や事業内容によって届出が必要となります。

[ 議案第7号 番号1号を朗読 ]

以上1件につきましては、良質土で盛り土をし、整地を行いたいということです。なお、農地区分は全て第2種農地です。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員からの説明はありませんので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

では、私から質問です。農地改良は区画についてはそのまま、土地改良事業のように筆界までは整備しないということによろしいですか。

事務局 はい。所有者が同じ方で隣り合っている場合などは、まとめたりも可能かと思いますが、土地改良事業のように整地して登記するまではいたしません。

議 長 わかりました。他にご質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 無いようでございますので、議案第7号「農地改良に係る届出の件について」番号1号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「農地改良に係る届出の件について」番号1号の1件につきましては、受理することと決定いたします。  
次に進ませていただきます。27ページをお開きください。議案第8号「非農地証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第8号「非農地証明願いの件について」の説明をさせていただきます。  
〔 議案第8号 番号1号から番号5号を朗読 〕

本件につきましては、現況がため池ののり面となっております。これにつきましては、非農地証明事務処理要領にあります耕作不相当等のやむを得ない事情により荒廃し農地としての復旧が困難になった土地に該当すると思われる。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

1 1 番 番号1号について説明します。位置図公図をご覧ください。神田中央工業団地の南側にあります。現地を確認したところ、当該地は工業団地ができたときに改修した池ののり面の一部となっており、荒廃して農地としては利用できません。周辺に影響はなく問題ないと思われ。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 無いようでございますので、議案第8号「非農地証明願いの件について」番号1号お諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 〔 異議なしの声あり 〕

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「非農地通知の件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。

次に進ませていただきます。28ページをお開きください。議案第9号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第9号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。  
〔 議案第9号 番号1号を朗読 〕

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして、非農地通知を送付して登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対しまして、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳

からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

2 1 番 番号1号について説明します。位置図公図をご覧ください。西讃南部農道の交差点付近です。所有者の親が耕作できなくなってから25年ほど放置されてきました。現地を確認したところ、周辺を含め全て竹や樹木が茂り、山林となっております。農地への復旧は困難と思われ。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 無いようでございますので、議案第9号「非農地通知の件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 〔 異議なしの声あり 〕

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。

次に進ませていただきます。29ページをお開きください。議案第10号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第10号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められていますので、ご審議をお願いいたします。

今月は議案書の29ページから59ページまでです。管理者から耕作者への貸付は39件、農地中間管理事業による一括方式での貸し付けに関しては管理者から香川県農地機構への貸付が15件、香川県農地機構から担い手への転貸が11件、合計65件となっております。

以上、利用権の設定65件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するという、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようですので、議案第10号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

その他の件

議長 異議なしと認めます。よって、議案第10号「農用地利用集積計画の件について」は65件全て適当と認め、原案のとおり決定をいたします。  
本日上程しておりました議案の審議は以上です。ここで、暫時休憩をさせていただきます。再開は午後2時55分からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

午後 2時45分休憩  
午後 2時55分再開

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
その他の件について、事務局から説明をお願いします。

[ その他の件の顛末は、次頁のとおり ]

1. 農業経営改善計画の認定について(通知)

2. その他

(1) 8月定例総会について

日時 令和2年8月20日(木) 午後1時30分

場所 三豊市危機管理センター2階 201・202会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
8月7日(金)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	三野町:新延 健	豊中町:田井三代子
		詫間町:金子芳巳	仁尾町:吉田由紀

閉会【午後3時00分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_